

## 第2回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成30年2月9日(金)午前10時0分
- 2 閉会日時 平成30年2月9日(金)午後0時2分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
  - 2番 大森 進次君                      6番 保田 守君                      9番 原田 素代君
  - 13番 福木 京子君                      15番 岡崎 達義君
  - 18番 金谷 文則議長
- 5 欠席委員
  - 5番 光成 良充君
- 6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	倉迫 明君
市民生活部長	作本 直美君	保健福祉部長	岩本 武明君
保健福祉部参与 兼介護保険課長	藤原 康子君	赤坂支所長兼 市民生活課長	黒田 靖之君
熊山支所長兼 市民生活部参与	入矢五和夫君	市 民 課 長	和田美紀子君
協働推進課長	塩見 誠君	環 境 課 長	大窄 暢毅君
社会福祉課長	国正 俊治君	子育て支援課長	戸川 邦彦君
健康増進課長	谷名菜穂子君		
- 7 事務局職員出席者

議会事務局長	奥田 吉男君	主 査	日下 治樹君
--------	--------	-----	--------
- 8 協議事項
  - 1) 事業の進捗状況について
  - 2) その他
    - ・平成30年3月議会定例会上册予定案件について
    - ・その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（原田素代君） 皆さんおはようございます。

ただいまより第2回厚生常任委員会を開会いたします。

光成委員から欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

開会に先立ちまして、友實市長の御挨拶をお願いします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さんおはようございます。

今日は、外は大変寒い日が続いております。また、年が始まって大変お忙しい中でのございます。そういった中で、第2回厚生常任委員会をお開きいただきましてまことにありがとうございます。

開会の挨拶ということではございますが、1つ非常に残念な御報告をさせていただきます。

去る1月30日のことでございますけれども、午後4時過ぎに本市赤坂は多賀地域で発生いたしました本当に残念な悲惨な交通事故について、御報告をしなければならないと思っております。

報道発表などによりますと、当日同所で県道の岡山吉井線、赤磐市内の女性が運転する乗用車など5台が絡む交通事故が起きました。この事故に絡んだ車が集団下校をしていた軽部小学校児童3年から6年の計6名の列に突っ込むという形で、残念なことに9歳の女の子がとうとう命を失いました。また、4人の子供たちが重軽傷を負っている。そのほかの1名においては非常に重傷のけがをされて、今でも病院で、本当にかわいそうです、顔面の骨折ということで、今でも激しい苦痛にさいなまれ闘っているという情報をお伺いしているところでございます。今後、こうした亡くなられた児童、この御冥福をお祈りするとともに、けがをされた児童、そして軽部小学校の児童の皆さん、地域の方々の深く負った傷が少しでも癒えていくことをお祈りしながら、また同時に、市としても交通安全に対する啓発をより一層強めてまいりたいと、特に来る2月11日には赤坂のグリにおいて交通死亡事故非常事態宣言をさせていただいて、地域の方々と一緒に交通事故を防ごうという啓発運動を開始させていただきます。委員の皆様も、もし御都合がつくようであればごさいましたら参加いただいで、二度とこういう事故が起こらないように一緒に訴えかけをしていただければと、そう考えます。よろしくお願ひいたします。

さて、きょうの常任委員会でございますけれども、平成29年度、終盤に近づいております。この年度の事業の進捗状況、そして平成30年の3月の定例会に上程させていただく議案の案件についての説明をさせていただくというふうに準備をしております。御審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

そして、まことに勝手なことを言わせていただきますけれども、私、この後、自治連合会の視

察研修に同行するというので、この委員会の途中で退席ということになっております。そのあたりも御理解のほうよろしくお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、どうぞ御退席ください。

〔市長 友實武則君 退場〕

それでは、これから協議事項に移ります。

まず最初に、事業の進捗状況についての執行部の説明を求めます。

○市民生活部長（作本直美君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長、お願いします。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、市民生活部事業の進捗状況ということで、市民課と環境課からそれぞれ御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市民課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、和田課長。

○市民課長（和田美紀子君） それでは、厚生常任委員会資料、市民生活部の1ページをお開きください。

○委員長（原田素代君） もうちょっと、マイクを近づけるかしてください。

○市民課長（和田美紀子君） はい。

(1) 国保制度改革について御説明をさせていただきます。

国民健康保険が平成30年4月から県単位化され、市から県へ納付金を納め、県からは市へ保険給付費全額が交付されることとなります。これについては、これまでも少し御説明を差し上げてまいりましたが、この納付金の額と、各市町村が保険税を決定する際に参考とする標準保険料率が、平成30年1月に正式通知される予定で御説明させていただいたと思います。

2ページのほうごらんいただきたいのですが、これが正式通知、より実感を持って見ていただけたらと思いますので、1月25日付の県知事から赤磐市長への通知を添付させていただいております。これにより通知されましたことにつきましては、まず、表がありますが、一番上の表1です。これが、国民健康保険事業費納付金ということになります。この表の一番下のところに国民健康保険事業費納付金合計とありますが、この11億4,275万円余りを必ず各自治体が県のほうに納めるということになります。こうして納めた納付金全てを県が集めまして、県から各市へ必要とされる医療の支払いのための保険給付費全額が交付されるという流れになります。県が財政に責任を持って運営するという立場で組織が変わってくるという流れになります。

次の2ですが、こちらが標準保険料率になります。この標準保険料率は(1)、(2)、(3)と、実は3種類が示されておりまして、(1)都道府県標準保険料率といいますのは、目的としまし

ては、全国の都道府県下の比較をするために分析用に算出されたと、国から示された算定方式により算定されたものであります。(2)は、市町村標準保険料率。こちらは、県内の統一算定方式を決めまして、これにより算定したものになっております。(3)は、市町村算定基準による標準的な保険料率という書き方をしておりますが、今現在のそれぞれの各市町村の現状の保険料率の配分割合により近い数字で算出をすると、こういった率になりますということで算定されたものであります。

この標準保険料率につきましては、新聞報道でも取り上げていましたので、それを御記憶のことと思いますが、まず8月の時点で新聞報道されていた数字といたしますのは、こういった標準保険料率ですとか納付金を出す試算を平成29年度の予算の予測値から算出した、本当にあくまでもたたき台の数字でございました。昨日1月25日の県からの通知を受けた後に新聞報道されたものは、この確定した通知内容に、公表されておりますので、実はこの3番の方式で独自に想定した世帯で算出をされたものが掲載されておりました。その想定の世界帯といたしますのは、所得がゼロ円でお二人世帯ですが、お二人とも65歳以上ということになっておりますので、3番の①、②、③とありますが、この介護分が65歳以上ですとそもそも算定に入らない方、かつ所得がゼロ円だと軽減がかかりますので、7割軽減になるというような算出になっておまして、一定の目安にはなる数字ではありますが、これを現在の赤磐市の税率と比較してマイナス4.4%というふうに、表上は表示されておりました。ところが、これは、例えば2で県内統一の算出方法で算出してみますと、数値は今度は現状よりプラスになるといった性質の数字でありまして、国も県も、この2番、3番どちらがいいということではありませんで、こういった数字をもとに全て参考にして、市町村がみずから保険税を検討するようにとということを示された数字であります。資料のぼつ3番目になりますが、こういった通知内容を踏まえまして、昨日2月8日に開催されました赤磐市国民健康保険運営協議会に平成30年度当初予算及び保険税率を含む諮問をさせていただきました。昨日の協議会の結果としましては、平成30年度は現状の保険料率に据え置くことで原案どおり答申をいただいておりますので、3月議会にはその内容で予算を提案させていただく予定としております。

1番の国保制度改革についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、(2)赤磐市国民健康保険データヘルス計画について御説明します。

データヘルス計画とは、赤磐市国民健康保険——国保と省略しております——の保険者である赤磐市が被保険者の健康の保持や増進に資することを目的として作成します保健事業の実施計画という位置づけになります。平成27年度に既に第1期計画を策定しまして、それに基づいて事業をしておりましたが、これが3カ年の計画でございましたので、ことしが見直し年ということで、第2期計画を作成をしております。第2期計画の策定に当たりましては、昨日も国保運営協議会の委員の皆様にもお諮りしましたし、あと支援をしていただける国保連合会の中に、こういった計画の策定などを支援する組織として、保健事業支援・評価委員会というもの

がございまして、その先生方からのアドバイスを受けながらも少し見直しをしまして、3月中には完成の予定となっております。次期計画は、国の方針を受けまして6年間の計画で予定をしてございまして、6年間の計画の中で、毎年目標とした数値の進捗状況を見直しながら、確実に目標が達成できているかどうかというようなことをPDCAで評価しながら進めましょうということになります。完成いたしましたら、市のホームページなどで広く公表もしまして、愛育委員や栄養委員、また医師会の先生方などの地域の皆さんの御協力を得て保健事業が被保険者の皆さんに喜んでいただける事業となるよう進めてまいりたいという思いで策定中でございます。

説明は以上とさせていただきます。

○委員長（原田素代君） ちょっといいですか。

○市民課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（原田素代君） 委員の皆さん、今の説明わかりますか。お二人はきのう担当委員会でお出になったけど。とてもわかりにくいですよ。レクチャーするというのは、資料が私どもも、説明する側も同じものを手元に置いて口頭で説明していただかないと、私たちはこれきりしかないのですが、例えば新聞報道を引用されたんなら新聞報道の1番、2番というのもここにいただくと、おっしゃってる意味がわかるのですが、この表だけ見ながらおっしゃってること聞いてもわからないわけです。ですから、もうちょっと説明をする際のテクニックといえますか、言ってしまうと、最低それはしていただきたいのですが。相手のことを想像してください。相手がこの資料と私のこの説明でわかってくれるだろうと思ってやっていただかないと、今のは全然スルーでした。わかんない、あれじゃ。要するに、新聞報道、説明していただいたのが結果こうなったんでしょうけど、もう1つ確認すると、要するに、今回国保は現状維持で、今までの国保税と変わらないんだということが結論だと。それが一番知りたいのですが、それを知るために今の引用がもうちんぶんかんぶんだったんです。だから、今後ぜひ、私これ、藤原さんともうまいんです。すごくデータがちゃんと手元にいただけるので、聞いて見てるっていうのと、見てる資料と違う資料の話をされてもええってなるんです。そこを、ぜひもうちょっと努力をしていただくようお願いしたいと思います。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 失礼いたしました。私のほうがちょっと手落ちでございますが、実は新聞記事につきましては、特定の新聞社のものをこういう委員会の資料としてお出しするのはどうかというところがございまして、今回はおつけしておりません。それから、調整会議の中で、皆さん、新聞をごらんいただいていたというところがありましたので、ちょっと簡潔にでもその内容がどういうものかというところを補足説明をさせていただいたつもりでございます。申しわけございません。

○委員長（原田素代君） 承知しています。それはまさにそういうやりとりがあったのを前提なんです。そうであっても、説明をする以上はその他資料で添えていただくと、ここを言っているかとわかるのですが、そこはちょっと工夫の余地があったのではないかなと思うので、よろしく願います。それ以上は……。

○市民生活部長（作本直美君） ありがとうございます。今後はちょっとそのあたりもよく検討させていただいて、皆様のお気持ちも十分に承知いたしております。済いません。よろしく願います。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。私どもはそういう意味ではプロではないので、こういった率を出されても、その率から導かれる金額がどうだっているのは、結果として説明を受けてわかるわけですから。はっきり言ってこの2ページの表も非常にわからない。私たちが知りたいのは、従来と新しい体制の中で金額はどう変わるのかっていうことです。そこだけは、そういう押さえるところも含めて説明のほうの努力をお願いしたいと思います。

ちょっとここだけ確認して。きっと皆さんクエスチョンのまんま次へ行っても余り次に入らないだろうと思うので。

よろしいでしょうか、今の。確認はさせていただいたんですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、引き続き願います。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、環境課のほうから旧廃棄物処理施設の解体撤去事業につきまして。山陽桜が丘清掃センターそれから赤坂の環境センターの施設実施状況の事前調査が昨年11月で終了しまして、また地元中島地区及び多賀地区にそれぞれ説明を行ってまいりましたので、その御報告をさせていただきます。

お手元の資料、続きまして3ページから6ページ、こちらが地元地区に参った際に持参したものを抜粋して複写したものでございます。

まず、3ページのほうごらんください。

山陽桜が丘清掃センターにつきまして、①の解体範囲でございますが、以前当委員会でも御説明させていただきました、その下のところの航空写真の中で、焼却施設（解体）、それからその左下の浸出水処理施設（解体）と表示されている施設でございます。次に、②工程スケジュールですが、そこには大まかな単位で記載をさせていただいております。もう少し具体的に申しますと、今年度、そこに書いております施設現状事前調査を終了しまして、現在は発注業者の公募に向けての仕様書の作成を行っております。それから、来年度当初にこの仕様書に基づく業者の公募を行いまして、提出された各業者の提案の検討、質疑応答を経まして入札業者を選定してまいります。この業者から入札を行い、最終的に受注業者を決定し、議会で御承

認をいただき、契約を締結の後に工事に着手していくというような流れになっております。現在のところの予定では、できますれば来年度9月の議会、こちらで当該契約の御承認をいただけるよう準備を進めているところでございます。

それから、次の③の事前調査結果の報告についてでございますが、昨年11月末に施設の事前状況調査が完了しました。結果といたしましては、桜が丘の清掃センター及び赤坂環境センターともにダイオキシン類につきましては、焼却の処理及び排ガスの処理の過程におきまして、主灰よりも飛灰が飛んでいく箇所に関連する部所の数値に高い傾向がいずれも見られました。また、その中でもダスト貯留槽やダストホッパーといった飛灰が滞留する箇所にはあわせて重金属類の一部にも高い数値が見られまして、その写真の中にもありますが、桜が丘清掃センターでは洗車場にありますが古い小屋、赤坂環境センターでは資源化物の選別ヤードにおきまして、その外装部に一部アスベストが含まれているということもわかりました。こういったレベルの高い汚染施設に関しましては、確実に洗浄、浄化した上で安全に解体等の作業を進めてまいりますし、また地区のほうにもそのように御説明をさせていただいております。

次に、④の今回の解体工事に際してということで、4ページのほうをお願いいたします。

今回のこの工事の施工における取り組み方針をお示ししておりますが、かいつまんで申し上げますと、その4ページ左側の中段あたり、5の仮設・養生計画のところ、4行目のBのダイオキシン類除染時、そのところで建物内の機械設備の解体においては粉じん等が外部に漏れ出さないよう開口部に目張りをしたり、それから、換気装置での負圧化を実施いたします。それから、焼却施設及び一体となった施設につきましては、頂部まで防災パネルで養生を行いまして、粉じん等が飛散しないような対策を行います。そういった箇所、また右の段の一番上、6、環境対策のB及びCのところで、当該工事中の敷地内の排水は生活排水も含め、一切放流等を行わず、除染排水につきましても循環使用しながら防疫の堤等を設置の上、外部には絶対流出しないような対策を講じてまいります。こういったことを、いずれにいたしましても安全に、また確実かつ適正に工事を進めていきますということを、地元のほうでも御説明してまいりました。

次の5ページ及び6ページ、こちらにつきましては、赤坂環境センターのものとなりますけれども、傾向や個別の内容につきましてはほぼ同様となりますので、また後ほど御確認をいただきたいと思っております。なお、先ほども御説明いたしましたが、現在、工事業者の公募に向けて、仕様書等を検討しているところでございますが、今後も事業の進捗等につきましては、折に触れまして当委員会においても御説明をさせていただくことと考えております。

以上、環境課から廃棄物処理施設の解体撤去事業の御報告とさせていただきます。

○委員長（原田素代君） 以上で。

じゃあ、ここまでで何か御質問、主に清掃センターの解体の事案でございますが。

はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 3ページで、解体が3カ所なんですけど、前処理施設と車庫というのは、これまで少しそういう、飛灰の関係でずっと付着しとるとか、そういう心配とか、それはないんですか。それで、前処理施設で今度は洗う場合なんかは、どこで洗ったり、その処理はどういうふうなことになるんでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 前も、当委員会で御説明をさせていただきましたが、前処理施設と車庫に関しては残すということで、有効利用させていただくと。こちらのほうも調査をしておりますが、そういった飛灰、直接焼却処理をしていた施設ではございませんので、今現在そういう汚染状況とか、そういうことがあるようにはなっておりません。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、副委員長。

○副委員長（福木京子君） だから、そこ2つはいいんだけど、洗車場小屋、これはやっぱし焼却施設との関係で、ここも解体ということですね。それとこの4ページのダイオキシン類や何かあるでしょう。この見方を教えてください。

○委員長（原田素代君） はい、大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） まず1点目、洗車場小屋につきましては、先ほども口頭で御説明したんですが、外装材、外壁にアスベストが含まれているということでございまして、適正に困った上で解体処理をしまいたします。それから、4ページの表でございまして、7の環境保全のところでございます。こちらにつきましては、各工事の進捗に合わせてこういった数値、ダイオキシンであるとかアスベスト、この辺の数値を適宜監視をするために環境調査を行っていきますということで、その丸印があるところのタイミングで、それぞれ基準値をもとに調査をしていくということにしているという表でございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） ほかに、委員の皆さんから御質問いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、ないようですので、続いて。

○保健福祉部長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、岩本部長。

○保健福祉部長（岩本武明君） それでは、続きまして、保健福祉部から事業の進捗状況につきまして、健康増進課、介護保険課から報告をさせていただきたいと思っております。よろしく御願いたします。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。



○健康増進課長（谷名菜穂子君） 厚生常任委員会資料、保健福祉部1ページをごらんいただきたいと思います。

先月の委員会で御質問のあった複合型介護福祉施設整備工事の地質調査について御説明させていただきます。資料をごらんください。

位置選定は、図のように緑のポイントに示しているとおおり、2カ所で実施します。この2カ所の位置選定に当たっては、熊山診療所を建設した際——平成25年でしたが——の調査報告書を参考にしております。写真にあるように、市民病院跡地に建設予定の建物は、L字型で支持層が傾斜している場合でも2つの、北と南のポイントの調査結果をもとに、構造設計を合理的に進めることができます。選定した位置は、写真にあるように、計画建物の直下ということで、解体前に行っても、ほかの建物からも離れており、外から調査可能な位置となっておりますので、建物を壊さなくても、外から調査ができるということになっております。

以上です。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、藤原参与。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） 第7期介護保険料について説明させていただきます。

資料につきましては、2ページをお開きください。

1月の委員会でも説明させていただいたため重複することがあるかもしれませんが、順次、資料に従い説明させていただきます。

まず、介護保険料の改定ですが、法に従いまして、3年を1期として事業計画を定めてまいります。平成29年度、5回の策定委員会を開催いたしまして、現在計画案は県のほうに案のほうを審査していただいております。必要なことに関しましては修正後、3月末に決定してまいりたいと思っております。

第7期は平成30年度から32年度となります。介護保険事業計画で定めました3年間の介護給付サービスの量や地域支援事業の量の見込みのうち、65歳以上の第1号被保険者が負担する費用を算出することにより保険料を算定してまいります。保険料の基準月額を、一応振り返りまして、資料にありますように、赤磐市として合併しましたその後が3期を迎えました。3期が4,100円、第4期が4,200円、第5期4,850円、そして今第6期なんですけれども、現在が5,800円でございます。このたびの保険料の設定で、国が示す取り組みなんですけれども、標準の段階設定を現行の9段階といたします。所得者対策の強化をいたします。そして、弾力化についてということが上げられておりますが、(1)につきまして、赤磐市では第6期保険料決定時、標準9段階に保険者の判断による弾力化を採用いたしまして、第10、11段階を設定し、現在11段階の所得段階としております。第7期につきましても、第6期の段階設定を継続させていただきます。

(2)につきましてですが、世帯非課税者に対して給付費の5割の公費とは別枠に、消費税財源の公費を投入し、保険料の軽減を強化いたします。別枠公費の負担割合は、ここにお示ししていますように、国2分の1、県4分の1、市4分の1となります。その中の、別枠公費による負担軽減についてですが、保険料の低所得者対策の一環ですが、平成27年4月より消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行っております。これを一部実施ということで、今後要望させていただきます。消費税率の10%の引き上げが延期されたことに伴いまして、第6期は特に所得の低い第1段階を対象として軽減を一部実施させていただきました。第7期の軽減につきましても、第6期同様に、第1段階のみの対象として一部実施が継続されます。これにつきましても、せんだって国、県を通じまして、そのままいくようにというような連絡を受けております。

(3)弾力化についてでございますが、第7期においても標準9段階に負担能力に応じた保険料賦課の観点から、地域の実情に応じて保険料を負担段階第6段階以上の多段階設定の実施が求められ、第7期では、第6期同様に市民税課税者かつ合計所得額が400万円以上の人を対象とした第10段階、600万円以上の人を対象にした第11段階とします。保険料率なんですけれども、第7期保険料では第6期の段階設定を継続します。ですので、11段階を継続させていただきます。保険料率については、低所得者軽減がさきに話しましたように一部実施のため、第2段階と第3段階の差を設けました。第2段階ですが、第6期は0.75という率だったんですが、1月の厚生常任委員会でも説明しましたように、第7期では第2段階は0.70とさせていただきます。

資料の3ページをお開きください。

負担率の変更なんですけれども、50%の国、県、市の公費負担は変わりはありませんが、第1号被保険者負担割合は22から23%に、第2号被保険者負担割合が28から27%に変更されます。これは、せんだっても御説明しましたように、高齢者が増加し人口構成割合が変化したことへの対応であり、高齢者1人当たりの負担をふやす趣旨のパーセンテージの変更ではございません。基準所得金額ですが、介護保険料の標準9段階、これが国が示している9段階のことなんです。市町村民税本人課税層に当たる6段階から9段階の境目となる基準所得額を以下のように定めることとしております。資料にありますように、基準所得金額が第6段階につきましては所得120万円未満、第7段階は所得120万円以上200万円未満、第8段階は所得200万円以上300万円未満、第9段階につきましては所得300万円以上です。下線が引いているところが6から7につきまして変更した金額でございます。

次に、介護給付準備基金の取り崩しについてですが、資料に示していますように、平成29年度末の見込みとしましては、5億2,000万円が基金残高となり、この第7期につきましては、2億5,000万円取り崩そうと考えております。次に、介護報酬の改定ですが、改定率は0.54%の増です。

このような状況から、資料次のページ、4ページでA3サイズの資料なんですが、第7期所得段階別介護保険料（案）になります。さきに説明したことを試算いたしまして、第7期につきましては資料のとおり、黄色の色をつけておりますが、基準額を年額、第5段階が基準額の段階層になりますが、年額を7万800円、月額を5,900円でお願ひしたいと思ひます。第6期から比べますと100円の増額となります。前回の委員会で説明したことと変わりはありませぬ。1月の委員会のときの説明に加えることといたしまして、介護保険料の所得段階を見るとき、所得指標が第7期よりも見直されます。この資料の4ページの表の下の説明で、所得指標の見直しという欄を設けております。そこの、所得段階1から5段階の被保険者の中で、これに該当される方に関しましては大変有利な見直しでございます。平成29年10月の所得段階の状況を見ますと、第1号被保険者は約1万4,500人ほどおられます。そのうち、第1段階から第5段階の方は、合計8,300人ほどおられます。ですので、57%ほどの方がそこに、第1段階から第5段階におられるんですが、その方々の中でこの条件に見合う方が対象ということととっていただけたらと思ひます。

介護保険制度についてなんですが、介護が必要になるのは、限られた方だけでなく誰にでもその可能性、リスクがあります。このようなリスクを多くの方で負担し合ひ、万が一の介護が必要になったときにサービスを受けられるようにする制度です。介護が必要になったときは、現在は本来の費用の1割または2割が個人負担です。ちょっと来年度8月以降、大変所得の高い方については3割負担というものも見直されてはまいますが、そのように、サービスというものを1割、2割で負担しながらサービスが利用できます。この社会保険制度であることを理解していただきながら、介護保険料の増額になりましたが、御理解していただけたらと思ひます。この介護保険の第7期につきましては、広報あかいわ5月号に掲載させていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上、介護保険課からの報告にかえさせていただきます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

あとは、よろしいですか、これで。

事業の進捗報告ですので、保健福祉部の今の報告について、何か御質問があればお願ひします。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、副委員長。

○副委員長（福木京子君） 最後のほうに報告された介護保険で、第1段階、ちょっと確認なんですが、第1段階の対象者が1万4,500人、ちょっとそこを確認。それから、ようわからん、8,300がどこか。それから、57%が1から5の段階の人だというのはわかるんですけど。ちょっと確認を、もう1回説明ください。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 藤原参与。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） 大変申しわけございません。1万4,500人というのは第1号被保険者ですから、65歳以上の人口と捉えてやってください。第1段階ではなく、第1号被保険者ということです。失礼いたしました。

○副委員長（福木京子君） それで、1から5というのは。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） 済いません。そして、つけ加えて今度は段階の第1段階から第5段階が8,300人おられ、それが1万4,500人のうちの57%を占めます。

以上でございます。

○副委員長（福木京子君） はい、わかりました。

○委員長（原田素代君） その他、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、戻りまして、市民生活部の議案に関連する提案についての説明をお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） では、3月議会定例会の上程予定案件ということで、市民課、協働推進課、環境課、それぞれ条例改正ですとか専決の報告、補正予算、当初予算関係を御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○市民課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、和田課長。

○市民課長（和田美紀子君） それでは、(1)赤磐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

資料の7ページをごらんください。

この改正は、国が行います国民健康保険制度改革に係る地方税法の改正に伴う改正でございます。平成30年度から岡山県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから地方税法が改正され、課税額の定義が見直されます。具体的には、国民健康保険税の課税額の定義の中に、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとするもので、これまで課税をする場合には、国民健康保険事業費に充てるということだけだったのですが、市が徴収しました税額が納付金に当たるということで、このような文言が入るものです。平成30年4月1日からの施行になります。

続きまして、(2)赤磐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

こちら、国の高齢者の医療の確保に関する法律等、関連法令の改正に伴う改正でございます。

す。少し細かい制度になるんですけれども、現在国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、今度は後期高齢者医療の被保険者となる場合、つまり国民健康保険は74歳までですので、74歳から75歳になられまして医療保険が変わる場合、この場合に国民健康保険制度のときに受けていた住所地特例という制度を引き継ぐということになります。この制度は、その次の段で説明してあるんですけれども、住所地特例といいますのは、住所が変わった場合に、前の住所地のある、後期高齢者医療広域連合、県単位ですので、その県の後期高齢者広域連合が保険者となって、その方の医療給付費を負担することということになりまして、赤磐市の条例は、それに伴って保険料を徴収している条例ですので、これも前住所地の市町村が徴収することになるという改正になります。住所地特例についてももう少し説明しますと、先ほど住所が変わりましたと御説明しましたが、長期入院や福祉施設への入所に伴って、この住所地特例が適用される施設に住所が変わった場合のみこの制度が該当になります。その下に書いておりますように、75歳になりますと国民健康保険のときに使っていた特例が切れますので、施設がある住所地が負担するようになっておりましたが、これだと施設がたくさんある住所地の負担が大きくなるということを是正する制度になります。これも、平成30年4月1日からの施行であります。濟いませぬ、説明の順番が悪くてわかりにくかったかもしれないですけど、説明とさせていただきます。

続きまして、(3)です。平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第6号）についてを御説明させていただきます。

まず、一般会計補正予算の歳入になります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金の中で、国民健康保険基盤安定負担金を、これが実績によりまして交付額が決定いたしましたので、28万1,000円を増額歳入をすることになります。

②、今度は県の支出金です。県支出金の県負担金、民生費県負担金の座の国民健康保険基盤安定負担金の座です。これも、先ほどと同じく交付額決定による減額、これが保険税軽減分は減額になりまして、保険者支援分という制度に該当になるものはプラスになるということで、合わせまして117万1,000円の減額となります。

こちらが国保で、同じように後期高齢者医療の保険基盤安定負担金も交付額が決定され、こちらは74万円の減額となります。

続きまして、歳出です。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費ですが、国民健康保険特別会計繰出金を132万8,000円減額します。この内訳としましては、職員給与費等の事務費分の減額と、先ほどありましたが、基盤安定負担金の保険税軽減分と保険者支援金分の額が決定いたしましたので、これによるものになります。

④です。民生費、社会福祉費、高齢者福祉費です。これは、後期高齢者医療特別会計繰出金

についてになりまして、同じく保険基盤安定負担金分の決定による減額98万6,000円になります。

(4)です。平成29年度赤磐市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

まず、歳入ですが、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費負担金です。こちらは、後ほど歳出のところで御説明をするのですが、後期高齢者支援金及び介護納付金額が決定しまして、この納付金がふえることによりまして、国からの財源、32%なのですが、この部分が歳入としては増額になるということで1,337万8,000円の増額になります。

⑥国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金の特別調整交付金につきましては、国の財政調整交付金のうち、直営診療施設財政支援分の交付見込み額が決定しましたので、それによる1,664万2,000円の増額になります。

⑦国庫支出金、国庫補助金の国保制度関係業務準備事業費補助金です。こちらにつきましては、国保制度を開始する前にシステム改修を行いました、その改修分の額が決定しまして、17万8,000円の増額になっております。

⑧財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は、基金利子につきましてはの減額です。決算見込みにより基金利子を4万7,000円減額させていただきます。

⑨繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金です。国民健康保険基盤安定基金負担金の交付額決定により、一般会計からの繰入金を調整し、減額することになります。保険基盤安定繰入金のうち保険税軽減分、そして保険基盤安定繰入金のうち保険者支援分のプラス・マイナスを合わせまして、またこれに職員給与費事務費分がマイナス14万3,000円がございますので、合計して132万8,000円の減額となります。

続きまして、歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、人事院勧告による職員給与が変わりまして、3万5,000円の増額になります。

それから、⑪後期高齢者支援金等ですが、こちらが先ほど申しました支出額が決定をいたしましたので3,596万9,000円の増額とさせていただきます。

そして、⑫介護納付金につきましては、同じく支出額決定によりまして584万円の増額となります。

13が基金積立金、基金利子の積立金は、先ほどと同じように運用収入見込みの減額で、4万7,000円になります。

⑭が諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金ですが、先ほど申しました直営診療所の施設財政支援分の交付見込み額により、こちらは1,664万2,000円の増額になります。

これらを合わせまして、⑮予備費が、財源調整のため2,961万6,000円の減額となります。

続きまして、(5)平成29年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御

説明させていただきます。

まず、歳入です。

⑯後期高齢者医療保険料のうち現年度分ですが、決算見込みにより特別徴収分の減額と、同じく普通徴収分の増額になります。特別徴収分が年金からの徴収でございまして、年金から徴収がされなくなった方は、普通徴収分として歳入をさせていただくのですが、ここを調整することに、見込みによりなりまして、それと滞納繰越分、こちらも決算見込みにより増額をさせていただきますので、合わせて640万円の増とさせていただきます。

⑰繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金です。保険基盤安定の繰入金が、一般会計からの繰入金分と連動しておりまして、ここは98万6,000円の減額となります。

続きまして、歳出です。

後期高齢者医療広域連合納付金です。先ほど申し上げましたように、保険料が変更になりますと、連動して後期高齢者医療広域連合への納付金も変更になります。また、これと保険基盤安定繰入金の決算見込みも影響してまいりまして、合計で611万4,000円の増額となります。

○委員長（原田素代君）　じゃあここで、11時5分まで、ちょっと休憩を挟ませていただいて、後半お願いしたいと思います。

午前10時55分　休憩

午前11時5分　再開

○委員長（原田素代君）　再開します。

それでは、休憩前に引き続きまして、5の新規事業ですか、重点事業についてを始めてください。

○市民課長（和田美紀子君）　はい。

○委員長（原田素代君）　はい、和田課長。

○市民課長（和田美紀子君）　では、12ページ、(6)30年度重点事業のうち、①コンビニ交付事業について説明させていただきます。

コンビニ交付事業の30年度重点事業としては、1,201万円を計上しておりますが、これは、コンビニのキオスク端末でマイナンバーカードを用いて住民票、印鑑証明、所得証明、戸籍を取得できるサービスを開始するものでございます。

図解としまして、13ページをごらんください。

こちらで、コンビニ交付のイメージ図ですので、流れを簡単に御説明しますと、まず左端の女性がマイナンバーカードを持ってコンビニのほうに行くという想定です。コンビニのキオスク端末では、年末年始を除く朝6時30分から夜11時までの間、住民票等の交付申請を行います。このコンビニにあります、キオスク端末と書いておりますが、これは、次のところに行きまして、証明書交付センターというところと通信を行いまして、また……。

○委員長（原田素代君）　済いません、和田課長。

○市民課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（原田素代君） このイメージは一応見ていただくということで。

○市民課長（和田美紀子君） そうですか。

○委員長（原田素代君） この説明はちょっと。次へ行っていた方がいいと思うので。

○市民課長（和田美紀子君） じゃあもう、国保のほうで、(2)でよろしいか。

○委員長（原田素代君） 概略の説明をしていただいて、14ページ、15ページですね。

○市民課長（和田美紀子君） 14ページは、市町村の参加状況の表になりますが、平成29年11月15日時点では全国で457団体で、既にコンビニ交付が行われておりまして、直近では瀬戸内市、倉敷市、和気町も開始されたと把握しております。

15ページに行きますが、先ほど申し上げましたが、参加団体と実施店舗数ですが、提供するサービスは、先ほど申し上げましたように、赤磐市の場合、これ選べますので、住民票と印鑑登録証明書と各種税証明とありますが、所得証明書そして戸籍に関して行う予定としております。また、コンビニの名前がここに並んでおりますが、赤磐市内の主要コンビニでは全て利用できるように予定をしております。

続きまして、②の国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業です。

これは、国民健康保険事業の特別会計になりまして、ここに上がっております3,562万8,000円といたしますのは、特定健康診査ですとか全ての保健事業を含む総額をここにお示ししております。被保険者の健康保持増進に資することを目的として策定をしておりますデータヘルス計画に基づきまして、健康増進課のほか関係機関と連携して各種保健事業を行います。データヘルス計画で想定しております事業は、以下の①から⑦のとおりを予定しておりまして、いずれの事業も被保険者にとって効果的な働きかけとなるよう通知や電話勧奨、それから愛育委員さんや栄養委員さんと連携した地域での啓発活動などを組み合わせて実施するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（原田素代君） じゃあ、続いてお願いします。

○協働推進課長（塩見 誠君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、塩見課長。

○協働推進課長（塩見 誠君） それでは、資料の16ページをごらんいただければと思います。

協働推進課のほうから3月議会の上程議案につきまして御説明をさせていただきます。

まず1番目の、人権擁護委員の推薦についてでございますが、今回4名の方をお願いするものであります。そこに書いておりますが、人権擁護委員の任期といたしましては3年となっております。今回推薦をします委員の皆様につきましては、3番目にあります平成30年7月1



日から平成33年6月30日までの任期ということで御理解いただければと思います。

ちょっとページ飛びますが、18ページをごらんいただければと思います。

18ページのほうに、人権擁護委員さんの一覧を載せております。現在14名の方にお世話になっておりますが、今回推薦を予定をいたしておりますのは、一番左に番号を書いておりますが、1番、2番、13番、14番の4名の方を予定をいたしております。そのうち、2番の國塩晴美さんにつきましては、ことしの6月30日で退任を予定をいたしておりますので、後任に遠藤由子さんを予定をさせていただいております。あとほかの3名の方につきましては、再任という形でお願いできればと思います。

ページ、ちょっとまた戻っていただきまして、16ページであります。略歴を簡単に説明をさせていただきます。

まず、遠藤由子さんにつきましては西中にお住まいで、現在63歳ということで、そこに経歴等を記入しておりますが、長年小学校の教員として勤務されまして、子供たちへの人権教育に携わってこられました。平成12年4月から2カ年間の愛育委員、そして平成28年12月からは民生・児童委員として御活躍をいただいております。地域の住民からの人望も厚く、人権についても御理解があるということで、今回新任をお願いするものであります。

下に参りまして、鳥羽俊郎さんにつきましては和田にお住まいで、現在66歳ということで。その他の経歴の3番目に載っておりますが、平成27年7月から人権擁護委員をお世話になっておりまして、現在1期目で、引き続き再任をお願いするものであります。

17ページに入りまして、井上和也さんですが、黒本にお住まいで、現在70歳という形になります。その他の経歴のところ載っておりますが、平成15年7月から人権擁護委員さんをお世話になっておりまして、5期ということで長らくお世話になっております。引き続き再任をお願いするものであります。

一番下に参りまして、山本亮裕さんですが、戸津野にお住まいで、現在71歳ということで、一番下に書いてありますが、平成27年7月から人権擁護委員さんをお世話になっておりまして、現在1期目ということで、引き続き再任をお願いするものであります。

以上、4名の方々ですので、よろしく願いいたします。

次に参りまして、19ページであります。一般会計の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

そこにあります、歳入といたしましては全て協働推進課のほうで購入をいたしました庁用車の購入にかかわるものでありまして、①番の県補助金といたしましては、事業費確定によりまして20万円の増額、そして②番目の基金繰入金につきましては、事業費確定によりまして58万2,000円の減額、そして③番目の雑入といたしましては、これは一般社団法人次世代自動車振興センターからお金をいただくものでありまして、これも事業費の確定によりまして2万6,000円の減額を予定をしております。

一方、歳出といたしましては、これも同じく庁用車でございますが、入札残等に伴います決算見込みによりまして39万9,000円の減額、そして一番下の地域振興費につきましては、地区の集会所等の新築工事の補助金が、決算見込みによりまして68万6,000円の減額を予定をいたしております。

次に参りまして、20ページでございますが、平成30年度の重点事項といたしまして、3つ書かせていただいております。

まず、①番といたしましては、市民活動実践モデル事業といたしまして、地域課題をより効果的に解決するために市と協働で取り組む事業にいたしまして補助金を交付するものでありまして、100万円を計上いたしております。

②番といたしましては、若者まちづくり推進事業といたしまして、まちづくりのリーダーとなる人材の発掘及び若者の市への関心を高めるために事業実施をいたしております。事業費全体といたしまして123万5,000円を計上いたしております。

一番下、③番であります。地区の集会所の補助金ということで、来年度15地区の修繕等を予定をいたしております。合計836万円を計上させていただきますので、よろしくお願ひします。

協働推進課からの説明は以上になります。

○委員長（原田素代君） はい。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、引き続きまして環境課から3月議会定例会の予定案件につきましてそれぞれ御説明をさせていただきます。

資料の続いたの21ページをお願いいたします。

(1)でございますが、地方自治法第180条の規定によります市長の専決処分報告についてでございます。この後、詳細につきましては改めて御報告させていただきますが、10月16日に赤磐市穂崎1871番地の穂崎区一般廃棄物集積場所で発生したものでございます。事故の内容につきましては、可燃ごみの収集のため当該集積場所でごみ集積パッカー車を後退させていた際、誘導員が住民の方に声をかけられ対応することとなり、運転者が資源化物集積物置への接近に気づくのがおくれ、接触し損害を与えたものでございまして、損害賠償の額は18万1,440円で、平成29年12月1日に和解が成立しましたので報告させていただくものでございます。

それでは、続きまして(2)平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、13款使用料及び手数料、手数料、衛生手数料におきまして、一般廃棄物の持ち込みが多いため、当該手数料を210万円増額するものでございます。

次に、16款財産収入、財産売払収入、物品売払収入につきましては、リサイクルプラザ等に

において市民の皆様から御提供いただきました不用品をリユース品として入札等でお譲りした収入金50万円を増額するものでございます。

次に、20款諸収入、雑入の雑入におきましては、岡山市町村振興協会から協働のまちづくり推進助成金を受けるものでございまして、そこにあります補助率で25万円を計上させていただいております。

それから、21款の市債の市債、合併特例事業債につきましては、歳出の減額に伴うものでございます。歳出のところであわせて御説明をさせていただきます。

続きまして、歳出につきまして、4款衛生費、保健衛生費の環境衛生費。環境衛生対策事業の委託料におきましては、砂川等支流水質検査及び自動車騒音測定業務につきまして、入札それから見積もりにおけるの執行残をそれぞれ50万3,000円、46万4,000円の減額。同じく清掃費、清掃総務費におきましては、ごみカレンダーにおける印刷経費の執行見込みによる減額。

22ページに移りまして、集積場所整備事業の負担金、補助及び交付金におきましては、各地区の実施等に伴う補助の状況によりまして83万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、同じく塵芥処理費における一般管理費につきましては、環境センターがありません地域、地区の住民の方々の未受診分の健診委託料35万円を減額するものでございます。

それから、同じく施設維持管理事業におきましては、旧廃棄物処理施設事前状況調査業務の入札執行残として800万6,000円。また、解体発注仕様書作成及び計画書の検討業務における内容変更及び見積もりの執行残としまして515万8,000円を減額するものでございますが、この2つの委託料が合併特例事業債の対象となっておりますので、あわせて先ほどの歳入分も減額させていただくこととしております。

その次の、廃棄物収集事業におきましては、プラ類の収集量減に伴いまして30万円の減額。備品購入費においては、パワーゲート付きの2トントラック購入における入札残としまして30万円。その次の、廃棄物処分事業におきましては、灰の処分委託料につきまして、決算見込みによる減額を250万円計上させていただいております。

(2)の補正予算の案件につきましては以上でございます。

それから、引き続きまして(3)平成30年度の当初予算に係る重点事業についてでございます。

続いて23ページのほうをお願いいたします。

まず、維持管理事業につきましてですが、赤磐市環境センターも平成26年に稼働を開始しまして、平成30年度で5年目を迎えることとなります。センターを適正に維持管理していく上で、焼却プラント施設、そこにありますように、1号炉を予定しておりますが、バグフィルターの濾布でありますとか温水発生器の修繕、それからエネルギー棟における場内換気用の脱臭装置の活性炭の取りかえを、通常の施設管理にあわせて計画しております。

次の2番目といたしまして、ごみ収集に活用しています2トンパッカー車の更新事業でござ

います。対象の車両が平成11年に購入しました車両でありまして、既に17年以上もの間収集を行っておりますので、老朽化に伴い、このたび更新を計画するものでございます。

最後に、先ほども御説明させていただきました、桜が丘清掃センター及び赤坂環境センターといった旧廃棄物処理施設の解体事業でございます。こちらにつきましては、引き続き合併特例事業債を活用して実施する計画としております。

環境課からは以上でございます。

○保健福祉部長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、岩本部長。

○保健福祉部長（岩本武明君） それでは、保健福祉部のほうから、30年の3月議会定例会の上程予定案件につきまして概略説明のほう、それぞれの担当課長から行います。よろしくお願ひします。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 私のほうからは、保健福祉部資料の5ページをお開きください。

29年度の補正予算と、30年度の当初予算について記載してございます。

まず上段でございますが、3月の補正予算でございます。御説明の都合で、歳出のほうからごらんください。

いずれも決算見込みによる減額が主でございます。まず社会福祉費の社会福祉総務費、こちらにつきましては、窓口で臨時職員を配置しておりますが、29時間未満の職員の配置ということになりましたので、予定してお金が余るということで、その分を減額させていただくものです。

次の社会福祉費、高齢者福祉費です。老人保護措置費負担金を減額するものです。こちらにつきましては、養護老人ホームの措置する人数を1人余分を見てたんですけど増加がなかったのと、それから入所中の方が1人お亡くなりになりました。そのことで支出が少なくなりましたので減額するものでございます。

次に、障害福祉費でございます。こちら、まず委託料につきましては計画の策定委託料、こちらの入札残を減額するもの、それから特定疾患援護費につきましては、これも難病医療法でどんどん伸びていこうということで多目に見ておりましたけど、予想よりも伸びてなかったので、伸びていない部分を減額させていただきます。それから、一番下の自立支援給付費488万8,000円、障害福祉サービスに係る障害給付費でございます。これも年々伸びておりました、特に日中活動の訓練等給付であります就労継続支援、A型、B型のあたりが伸びております。昨年お世話になりましたつつじ作業所の改修工事、この秋に地域活動支援センターからB型事業に移行しました。それなども影響しているものと思います。

上段の歳入のほうをごらんいただきまして、国庫負担金、県負担金につきましては、先ほどの障害福祉サービス給付費の2分の1、4分の1を計上するものです。

それから、雑入のところをごらんください。吉井川荘の建設費負担返還金を減額するもの、これちょっとわかりにくいと思うんですけど、これは平成22年にユニット型個室を20床増床しています。これを建設する際に組合の構成市町であります美咲町と赤磐市がそれぞれ負担をいたしまして過疎債を活用いたして整備したものでございます。過疎債で交付税にされない相当分は吉井川荘の収益のほうでちゃんと面倒見るからというお約束で、償還に合わせてお返しただいておったところなんですけど、平成27年の介護報酬の改定以降、経営が悪化しております。ちょっと返還を凍結して経営改善をしていただいて、ことし1年先送りするというところで減額するものでございます。

続きまして、(2)の30年度一般会計当初予算でございます。

社会福祉課の予算、大変扶助費が多ゆうございまして、障害福祉サービス費、児童福祉費のほうの障害児の通所支援事業費、こちらがどんどん伸びております。それから、生活保護の扶助費が大きいものでございます。ここに記載しておりますのは、新規の事業としたものを書かせていただいております。内容といたしましては、塩木にあります高齢者生活福祉ホームつつじ荘、こちらの屋根が雨漏りしております。昨年も台風が2度ほど直撃いたしまして、吹き降りしたときには廊下が水浸しになるというようなことも起きております。前年改修しましたあかまつ荘の隣の建物で、屋根の構造はあかまつ荘と同じ石綿スレートぶきでございます。20年を超える状態でメンテナンスもされてないもんですから、割れがあったりとかします。あかまつ荘と同じカラーガルバニウム鋼板の増し張りで改修したいと考えております。事業費につきましては、2,290万円余りで、財源といたしましては過疎債を予定してございます。

社会福祉課からは以上でございます。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、戸川課長、お願いします。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） それでは、子育て支援課から3月議会定例会上册予定の案件について説明させていただきます。

資料が6ページからになります。

まず、(1)になります。赤磐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

改正理由としましては、社会福祉事務所に専門知識を有する嘱託相談員を任用するに当たり、報酬額の上限を定める必要があるためとなっております。改正内容につきましては、条例の別表に、社会福祉事務所嘱託相談員の項を追加しまして、月額30万円以内と定めるものでございます。今年度から開設されました子ども・障がい者相談支援センターの運営においては、教育と福祉の連携は必須でありまして、児童、障害福祉に特化した専門的な知識を有する教職

の雇用を行うことによるものでございます。

(2) 番に平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第6号）についてです。

こちらのほうにつきましては、歳入歳出とも実績見込みによります不用額の減額補正ということになっております。それぞれ国庫補助事業を伴うものでございまして、事業費の減額に伴いまして補助金のほうも減額となっております。

(3) 番の平成30年度赤磐市一般会計の予算でございます。

新規事業としまして、①番で保育所等整備補助事業ということで、さんこう保育園の大規模改修を予定しております。こちらのさんこう保育園につきましては、建設から41年が経過している施設でありまして、屋根や外壁、給水管の更新等を計画しております。こちらにつきましては、保育自体は運営しながら外側を改修していくという形となっております。こちらのほうは、国庫補助事業でございまして、補助率が2分の1で、赤磐市が一般財源が4分の1で、法人さんの持ち出しが4分の1という事業となっております。歳出、保育所等整備補助金につきましては、5,634万4,000円の要求予定でございます。

(4) になります。赤坂ひまわりこども園の運営事業についてです。30年度の赤坂ひまわりこども園の運営事業の予算額につきましてですが、総額でこちらのほうが4,952万2,000円の要求額となっております。参考として上げておりますのが、平成29年度の当初予算のベースでございます。赤坂地域の3保育園の予算額総額が6,779万4,000円となっていたことから、差額が1,827万2,000円となりまして、1,800万円の事業費が統合することによって減額できているということでございます。

以上です。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） それでは、8ページをごらんいただきたいと思います。

健康増進課からは、平成30年3月議会定例会上程予定案件に関するものから御説明させていただきます。

(1) といたしまして、赤磐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正理由といたしまして、診療所嘱託医療職（嘱託医を除く）を任用するためでございます。改正内容は、条例別表の診療所嘱託薬剤師を、診療所嘱託医療職（嘱託医を除く）に改正するものです。これは、医療職の確保の一環として、今後有能な退職職員等を診療所で雇用しやすくするというためのものでございます。

(2) といたしまして、赤磐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。改正内容は、①といたしまして、診療所医療職の手当を見直し整備する、②訪問看護ステーションの待機手当額の改正ということでございます。病院閉院後3年が経過いたしました、適正な手当を見直すというものでございます。

(3)といたしまして、平成29年度赤磐市一般会計補正予算（第6号）といたしまして、繰越明許費です。これは、12月議会で議決をいただきました赤磐市複合型介護福祉施設整備事業の繰越分でございます。3億4,669万8,000円です。

歳入といたしまして、国庫支出金、国庫補助金、母子保健衛生費補助金といたしまして33万円。それから、諸収入、雑入といたしまして、後期高齢健康診査補助金27万4,000円でございます。いずれも執行状況を見ての歳入です。

歳出といたしまして、3款民生費、訪問看護ステーション特別会計繰出金マイナス288万2,000円でございます。これは、後に特別会計の訪問看護ステーションのところで御説明したいと思います。

それから、4款衛生費の保健衛生費、一般管理費、賃金、報償費70万円の減額。母子保健事業報償費、妊娠・出産包括支援事業委託料マイナス130万円。健康増進事業、役務費、検診委託料545万円。繰出金、国保診療勘定繰出金事業マイナス545万円です。母子保健事業、健康増進事業に関しましては、現在の執行状況をもとにして今回マイナス補正をさせていただくというものでございます。

(4)番の平成29年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）ですが、熊山診療勘定、佐伯北・是里診療施設勘定でございます。熊山診療所につきましては、歳入といたしまして、外来収入、その下のところの目、全て合わせましてマイナス3,011万円ということになっております。

それから、次のその他の診療収入ですが、これは、健康診断料等でございます。これがマイナス187万円。

それから、次の5款の他会計繰入金といたしまして、一般会計繰入金それから国民健康保険の調整交付金ということで、これがマイナス680万円ということになっております。

歳出といたしまして、総務費、一般管理費、報酬や給料等がマイナス1,938万円。医業費、使用料及び賃借料、電子内視鏡システムがマイナス300万円。

次のページに行きまして、医業費といたしまして診療材料費がマイナス140万円。それから、委託料、臨床検査委託料といたしまして140万円ということになっております。これは、歳入も歳出もなんですけど、今の執行状況を合わせましての補正予算ということで、今回補正をさせていただいております。

それから、佐伯北・是里診療所につきましても、同じように診療収入、これは社会保険診療報酬収入現年度分を120万円の増額の見込みでございます。

それから、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金がマイナス340万5,000円。

それから、国民健康保険調整交付金といたしまして、209万円となっております。

歳出のほうですが、総務費、施設管理費、一般管理費、報酬、給料、光熱水費といたしまして、マイナス11万5,000円ということで計上させていただく予定でございます。

次に、平成29年度赤磐市訪問看護ステーション特別会計補正予算（第4号）ですが、歳入といたしまして、サービス収入、訪問看護費収入が100万円となっております。繰入金としまして、一般会計繰入金をマイナス288万円。

それから、歳出といたしまして、サービス事業費、訪問看護サービス事業費、給与等をマイナス188万2,000円というふうに今回補正をさせていただきたいと思っております。

一般会計の繰入金は、先ほど一般会計のところの歳出のほうと同じように連動しておりますので、よろしく願いいたします。

(7)番といたしまして、平成30年度赤磐市一般会計予算です。平成30年度新規事業として次のような計画をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

①といたしまして、自殺対策計画策定事業、事業費207万7,000円を計上しております。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、赤磐市自殺対策計画を策定するものでございます。

また、②といたしまして、乳がんエコー検診事業、事業費98万7,000円を計上したいと思っております。市の実施する乳がん検診の対象者は、健康増進法の指針に基づき40歳以上としてきましたが、平成30年度は30代の若い世代にも乳がん検診を拡大し、30歳代の検診についてはエコー検査が有効と言われておりますので、そちらを実施するものでございます。

③といたしまして、妊婦歯科検診事業といたしまして、事業費を36万円を計上しております。妊婦の齲歯及び歯周疾患の早期発見、早期治療及び妊婦と生まれてくる子供の歯と口腔の健康保持増進を目的に実施いたします。受診回数は妊娠中に1回ということで実施したいと思っております。

また、拡充事業といたしましては、子ども医療費助成事業でございます。事業費は2億5,143万2,000円を計上したいと思っております。高校生等に対する医療費助成方法を償還給付から現物給付に拡大実施する、変更していく予定でございます。よろしく願いいたします。

また、継続重点事業といたしましては、①赤磐市複合型介護福祉施設整備事業を継続して実施したいと思っております。5億2,020万円でございます。

(8)番の平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計予算でございます。

熊山診療勘定の新規事業といたしまして、次のページをごらんください。

風除室の増設工事等を計画いたしております。これは334万8,000円ですが、診療所の裏側の出入り口が、業者が薬剤を搬入するのに、すぐに事務室になっておりまして、そこに一旦簡単な部屋を設けたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

佐伯北・是里診療施設勘定、新規事業といたしまして、佐伯北診療所改修工事を継続して実施したいと思っております。2,726万円でございます。工事内容は、29年度から実施している耐震とレントゲン室の改修工事です。工事期間ですが、平成29年12月6日から平成30年5月31日までとなっております。



(9)番といたしまして、平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計予算でございます。訪問看護につきましては、平成30年度も市内全域において訪問看護を必要とする人への支援体制の強化を図って、確実に訪問看護が提供できるような形で実施したいと考えております。平成29年度当初予算時における延べ件数は180件でしたが、平成30年度当初予算時における延べ件数は、今の実績等を考えまして、月240件となっております。

健康増進課からは以上です。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 藤原参与。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） 資料は11ページをお開きください。介護保険課からです。

平成30年3月議会定例会 upper程予定案件についてでございます。介護保険課からは、4つの条例の一部改正をする条例と、1つ条例を新たに制定させていただきます。5つの条例案件です。

まず、(1)赤磐市介護保険条例の一部を改正する条例ですが、これは、介護保険法施行令の改正による条例の改正及び介護保険料の見直しによるものです。

(2)につきましては、赤磐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例で、これは制定となります。制定理由のほうですが、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村へ移譲することによります。あわせて、居宅介護支援事業の運営基準についても指定権限に合わせ市町村が条例で定めることとなります。これによりまして、県が今までなされてたことが市のほうで、指定に関しても、指導に関しても行うということでございます。

資料にありますように、(3)から(5)の条例の一部を改正する条例につきましては、改正理由に書かせていただいています、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により条例の改正、つまり(3)から(5)につきましては、国の基準改正に伴いまして市条例の改正を行います。

(6)と(7)は、3月補正の予算でございますが、3月議会の議案として上げさせていただきます。

まず、(6)の一般会計のほうですけれども、歳出、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金として、主に保険給付費の減額の兼ね合いから減額をお願いするものでございます。

そして、(7)の介護保険特別会計保険事業勘定では、歳入歳出、11ページから12ページにかけてさまざまなものを上げさせていただいておりますが、資料のとおりです。

まず、一番最初に繰越明許費ですが、12月の補正予算につきまして、介護保険制度改正に伴うシステム改修について補正をお願いしたところでございます。その委託料のうち、ここに上

げてます介護認定システム分ですが、この改修に必要な国から自治体への改修ソフトの改修が平成30年3月末、そして6月という2段階に分けて来ることになりまして、国より事務連絡が12月末に参りました。年度内でのシステム改修はできないため繰り越しをお願いするものでございます。

このたびの11ページから12ページにかけての補正予算につきましては、保険事業勘定では平成29年度9カ月間の実績に基づきまして保険給付費や地域支援事業費の介護予防、生活支援サービス事業費の減額が、金額的には主なものでございます。この減額のために繰入金、国、県や負担金、補助金等が減額になりましたということでございます。

資料の12ページ下段にサービス事業勘定につきまして上げさせていただいております。

介護予防サービス計画費、収入の減額とケアプラン作成の民間居宅介護支援事業所への委託料の減額が主なものでございます。この委託料の減額のほうが、13ページの歳出の2番目の款がサービス事業費の、目のところが居宅介護予防支援事業費、そして下段にあります事業費で925万3,000円の減額をお願いしているところなんですけれども、この委託料につきましては、地域支援事業の介護予防ケアマネジメント事業の支払いも平成29年度から開始されたことで、改めていろいろと国保連合会と委託先との支払い方法について、年度に入りまして国保連合会と相談し変更したため、ここに減額が生じることとなりました。この事務の変更に伴いまして、事務局的には以前に比べてちょっとスムーズになったかなと思っております。

以上が主な補正予算の内容でございます。

13ページの8番に参りまして、平成30年度赤磐市一般会計当初予算につきましては、同じく3月議会の議案として上げさせていただきます。

一般会計につきましては、本年度29年度に引き続き、地域包括ケアシステム促進事業補助金を上げさせていただいております。96万9,000円でございます。

そして9番、平成30年度赤磐市介護保険特別会計の予算でございます。

保険事業勘定の予算編成に当たりまして、かねてから報告させていただいております第7期介護保険事業計画に基づき、また平成29年度の給付実績の見込み額から保険給付費等を見込ませていただいております。地域支援事業費につきましては、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。在宅で自立した生活が継続できるよう支援して今後もまいります。その事業の内容について上げさせていただいているのが介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、包括的支援相談事業、そして任意事業、任意事業は、家族介護者教室とか成年後見の部分でございます。そして、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業、認知症総合支援事業、一般介護予防事業、さまざまな地域支援事業を展開してまいります。

サービス事業勘定の予算編成に当たりましては、サービス事業では要支援1、2の認定者のうち、介護サービス給付費に当たるサービスを受ける方のケアプラン作成というのがここに当

たるとようになります。ですので、ケアプラン作成は、月348人、そしてうち、一部委託を82人を見込んで予算計上させていただいております。

以上、介護保険課からです。

○委員長（原田素代君） 引き続き、その他のところでお願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、環境課から、環境センターにおけるごみ収集車の事故報告ということで、資料の最後、24ページをごらんいただきたいと思います。市民生活部の資料でございます。

先ほど、3月議会の予定案件のところ概略を申し上げましたが、昨年10月16日、穂崎区一般廃棄物集積場所において、ごみの集積をするため運転の職員がパッカー車をごみステーションに後退し接近させていたところ、誘導員が地区の住民の方に声をかけられ対応することとなり、その対応中に後退し過ぎてこのごみステーションの横にありました資源化物の集積所の用具の収納庫、実際には一般にホームセンターなどで市販されているヨドとかイナバとか、そういった物置になりますが、こちらのほうに接触し破損をさせたものでございます。車両のほうは損傷なく無傷でございました。そこに、見取り図にあります、そういった形で接触しております。なお、この物置につきましてはもとの状態にすることが技術的にできないということから、保険適用によりまして同程度のものに買い換えを行いました。資材代、設置費用、破損した物置の廃棄費用等の総額につきましては、先ほど賠償額として御説明をさせていただいたとおりでございます。

今後の対策といたしましては、職員全員一人一人が気持ちを引き締め直して、安全に細心の注意を払うよう、再度認識をし直すということを徹底することはもとより、毎月環境センターにおきまして開催の安全衛生管理会議、こちらにおいても周知を図りまして、車両につきましても順次できるところから機能改善等、バックモニターの設置等を実施しております。

環境課からの事故の報告は以上でございます。

○委員長（原田素代君） この事故のことについては幾らかの御質疑があってもいいんですが。特段、いいですか。

御質問は、今の全体振り返って、ないようですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、その他お願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） ちょっと時間をいただきます。

お手元のほうに、きょう秘書企画課からの資料が配られていると思います。こちらについま

しては、赤磐市の過疎地域自立促進市町村計画の変更ということで、過疎計画の変更が3月の議案で上程されるということでございます。こちら、いろいろな項目が出ておりますが、2ページ目、次はぐっていただきまして、厚生常任委員会部局といたしましては、1つ事業が入っております。平成30年度当初予算に上がっているということでございますが、吉井川荘の特殊浴槽購入事業、変更内容等はこちらに記載のとおりでございます。こちら、第5章の高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進、こちらの中に、計画として盛り込まれておりまして、予算を計上するに当たっては計画の変更が必要ということで、3月議会のほうに上程されるということを御説明させていただきます。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） よろしいでしょうか。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長。ちょっと1点、報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（原田素代君） はい、藤原参与。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） 委員の皆様も、平成30年2月4日の山陽新聞をごらんになられたかと思えます。その社会福祉法人久赤会の記事を読まれて、大変皆様方にも御心配をかけたと思えますので、その関連につきまして、介護保険課のほうから幾分か説明をさせていただきたいと思えます。

この久赤会という本部に関して、新聞にありますように赤磐市の社会福祉法人というような表題もあったので御心配をかけたなと思うんですけども、この久赤会の本部が赤磐市西軽部にごございます地域密着型特別養護老人ホームのワインの里に事務局が、住所としては置かれておるといところで、このような表題になったのだらうと思えます。この久赤会につきまして、赤磐市に、皆さん御承知と思えますが赤坂地域にごございます地域密着型特別養護老人ホームワインの里ということで、29床持ってらっしゃいます。そして、ショートステイを9床を持ってらっしゃって事業運営をなされています。そして、高梁市に特別養護老人ホームホテルの里ということで70床、その特別養護老人ホームにショートステイとして10床あります。それから、高梁市のほうに地域密着型特別養護老人ホーム落合の里ということで28床、そして、その落合の里という名称で小規模多機能型居宅介護ということで、定員24名、そのうちの通いが12名、宿泊8名という、このような事業運営をなされています。今回の報道の内容は、久赤会の前理事長が関与している使途不明金であるという内容でございました。久赤会に関しまして2つの市で運営されているという法人のため、岡山県が法人の指導の立場であり、監査等なされております。新聞にありましたように、この1月中旬にも再度特別監査が実施されたということはお聞きしております。赤磐市につきましては、介護保険法第23条に基づきまして、平成30年2月2日に介護保険課としましては、介護給付費等対象サービスの質の確保及び給付の適正化を図ることを目的にいたしまして、実地指導をさせていただきました。状況といたしまし

て、施設長を初め生活指導員さん、施設のケアマネジャー、スタッフの皆頑張って施設者、サービスに努めておられました。ですから、施設運営についてはなされておられました。この介護保険の实地指導は、開設以来、毎年赤磐市としてはさせていただいており、もちろんこの实地指導に必要に応じて口頭、文章等で指導し、その運営に関して是正させていただいているという状況です。そして、現在の状況なんですけれども、施設長ともやはりこのような新聞報道があったということがありますので、必要時は介護保険課、連絡をとらせていただいております。施設長から本日、9日ですけれども、施設にて大変利用者の方々が御心配をされてるということで、利用者、関係者の方を集めて状況説明会を行うと聞いております。この説明会では、今の状況を施設長といたしましては知っていただき、理解していただき、現在のワインの里、特別養護老人ホームのワインの里のサービスについて、安心をしていただくように説明会をすると、私どもはお聞きしております。今後も施設利用者の方々の安心・安全につきましては、市といたしましても指導していき、何らか相談等は乗っていきたいと思います。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

何か、委員の皆さんのほうで御質問がありませんか。よろしいですか、このことについては。

はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） そのワインの里への赤磐市の金銭的な補助というのはどれぐらいのものなんでしょうか。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） はい。

○委員長（原田素代君） 藤原参与。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） 金額的につきましては、平成21年度だったと思いますが、国からの交付金を受けて整備をされるときに、4,000万円補助しております。その4,000万円に関しては、全額国庫でございますので、市の単独ということはありません。そして、この施設は、先ほども申しましたように、介護保険サービスを行っている施設でございますので、介護サービスに対しての給付費は請求されますのでそこから回ってで、給付費のほうは支払っているという状況です。施設に対する補助に関しては、整備時に補助した以外は出ておりません。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 今回いろいろな不祥事があったということなんですけど、先ほども岡山県が指導の立場にあるということだったんですけど、そういう面では全部岡山県のほうが指導して適切に対応していくということによろしいんですか。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 藤原参与。

○保健福祉部参与兼介護保険課長（藤原康子君） 法人の関係につきましては、岡山県のほうが担当されておりますので、今も御尽力されていると思います。

○委員（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） ほかにはよろしいでしょうか。

じゃあ、委員の皆さんでその他がございましたら、どうぞ。  
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、ないようですので、以上をもちまして第2回厚生常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、倉迫副市長よりの御挨拶をお願いします。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、副市長。

○副市長（倉迫 明君） 失礼いたします。委員の皆様には、お忙しい中どうもありがとうございました。本日は、事業の進捗状況そして3月議会定例会予定案件について御説明をさせていただきました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

これで本日の委員会を閉会といたします。

午後0時2分 閉会